

台湾総督府学務部の人的構成について

—国家教育社との関係に着目して—

山 本 和 行

はじめに

本研究は、1895年の日本による台湾領有当初の台湾における教育事業の展開について考察することを目的としている。その基礎的考察として、本稿では台湾領有当初の台湾総督府学務部における人的構成の様態に着目し、その特徴を明らかにする。

台湾領有当初の学務部による教育政策について、上沼八郎は初代学務部長だった伊沢修二の影響力の大きさを強調し、その思想的反映として一連の教育政策を捉えている¹。学務部は1895年6月の開設当初、伊沢を含めてわずか6名の部員で業務を開始しており、文部省編輯局長の経験を持つ伊沢による、学務部の教育方針策定に対する影響力が大きかったことは間違いないだろう。したがって、伊沢在任期に台湾において実施された「国語」教育（国語学校・附属学校・国語伝習所の設置）や教育勅語の導入といった教育事業を、伊沢の「国家主義」的な教育方針の反映として捉えるのは妥当な視点であろう。

ただし、「国語」教育や教育勅語の導入といった「国家主義」的な教育方針は、伊沢の教育思想において重要な位置を占めていたと同時に、1890年代の日本「内地」の教育事業においても、主に初等教育を中心に重要な課題として現れていたことに注目する必要がある。「国語」教育についてはイ・ヨンスクが、『『国語』の理念は、日清戦争を頂点とする明治二十年代の精神状況を土壌にして生まれた』²と指摘している。また、1890年10月に発布された教育勅語は、1891年6月に制定された「小学校祝日大祭日儀式規程」をひとつの契機として、その定着化が図られていた³。つまり、これらの「国家主義」的な教育方針は当時の教育界においてひとつの新しい潮流を形成するものであり、伊沢を含めこうした教育方針を積極的に支持する教育関係者が少なからず存在していたことを示している。

したがって、最近の研究では学務部において伊沢の教育方針が、その方針を支持する学務部員の存在、およびその関与によって推進される様子も次第に明らかにされてきている。劉麟玉は学務部の音楽教育に着目し、伊沢による近代音楽教育の導入において、学務部員中島長吉や国語学校教諭高橋二三四の役割が大きかったことを指摘している⁴。また、筆者は1897年7月の伊沢非職後も、基本的には伊沢の教育方針が継承されたとし、その根拠として伊沢の後任となった児玉喜八の報告書を挙げた⁵。これらの研究は、学務部による教育政策における伊沢の影響力の大きさを認めると同時に、「教育ニ関スル事務ヲ掌ル」学務部による教育政策が実際どのような人々によって進められたのかを明らかにしようとするものだといえる。

以上の研究成果に基づき、本稿では台湾領有直後の学務部における人員構成の解明をおこなう。そのために、本稿では学務部員の全体像を把握するとともに、1890年代に結成された全国的規模

の教育団体である国家教育社（1890－1896）との人的な関係に注目する。この考察を通じて、台湾の教育政策が伊沢の個人的な教育方針はもとより、国家教育社と学務部という組織的なつながりのもとに展開されていたことが示されることになる。このことは、日本「内地」の「国家主義」的な教育方針が台湾にも導入されたことを、半ば自明のこととして捉えてきたこれまでの植民地教育史研究に対して再検討を迫ることになる。

1. 国家教育社の概要

本節では本稿の前提を明らかにするため、国家教育社の活動についてまとめると同時に、社が1895年に提示していた「新領地」台湾の教育方針について言及する。

国家教育社は1890年5月、当時文部省編輯局長だった伊沢修二を社長として結成された⁶。国家教育社は結成の目的として、「忠君愛国ノ元氣ヲ養成渙発スベキ事」（国家教育社要領第1項）と「国家教育ノ本義ヲ講明シ其主義ヲ貫徹スベキ事」（同第2項）を掲げていた。社の活動は、大きく2つの活動によって特徴づけることができる。ひとつは1890年10月30日に発布された教育勅語の趣旨貫徹を目指す活動であり、もうひとつは1892年10月に国家教育社員を中心に結成された国立教育期成同盟会による「国立教育運動」の展開である。前者の活動は、社員による勅語奉読式の挙行、「勅語普及」方法に関する研究や議論の場の提供、『聖諭大全』という勅語衍義書や初等教育向け修身教科書の編纂・出版などを通じて、国家教育社が帝国教育会に合併されるまで（1896年12月）のあいだ、一貫して展開されていた。教育勅語の「定着」を図ろうとするこうした活動が、ある程度政府（文部省）の教育方針と合致するものであったのに対し、後者の活動は紆余曲折に満ちていた。

国立教育期成同盟会（以下、同盟会）が中心となって展開した「国立教育運動」における「国立教育」とは、もとより一部の国立（官立）学校を設けるべきだというものではなく、すべての小学校の教育費を基本的に国庫により支弁するという体制を意味している。同盟会はその実現に向けた具体的活動として帝国議会への請願活動を展開し、貴衆両院の可決を得るなどの成果を挙げる⁷。しかし、佐藤秀夫が指摘するように、同盟会のこうした要求は帝国議会での予算闘争を背景とした「国家財政上の要請」に迫られていた文部省と次第に対立的になっていった⁸。その帰結として、1893年10月28日に発布された文部省訓令第11号（箝口訓令）により、同盟会の活動は困難な局面にさらされることになった。この時期をピークとして、それまで増加の一途をたどっていた国家教育社の社員数は減少に転じている⁹。

しかし、1894年8月の日清戦争勃発によって、国家教育社は新たな活動領域を見出すことになった。同年8月9日に国家教育社は「国家教育社員戦時誓約書」とその趣意書を作成し、「教育勅語ノ聖旨ヲ奉体シ」、「全有ル教育上ノ手段ヲ以テ忠君愛国ノ心志ヲ養ヒ奉公殉国ノ身体ヲ造ラザル可ラズ」という方針を地方社員に周知徹底せよと呼びかけている¹⁰。その後、日清戦争の趨勢が明らかとなるにしたがって、国家教育社は「新領土」に対する教育方針を打ち出すようになっていった。

1895年2月11日に開催された第5回国家教育社定会において社長伊沢修二は、将来「新領土」に渡る教育者は、「天皇陛下の聖徳を、海外に光被し、異域の民を徳化する」という使命を抱懷すべきであると述べて、教育勅語の漢訳文を披露している¹¹。同年4月13日には、国家教育社の

中核的な意思決定機構である在京委員会が開催され、「新占領地教育方針」についての検討がなされている¹²。出席者は、伊沢修二、町田則文、加部厳夫、鳥居忱、安積五郎、並木善道、朝夷六郎、逸見幸太郎の8名である。この在京委員会の直後に出された『国家教育』第37号（1895年4月25日）の社説欄には、「新領地」の教育に言及した論説が掲載されている。この社説は、「盛京省」あるいは台湾が想定されていた「新領地」の教育について、「日清両国語」の教授方法の確立、とりわけ「我国語」の教育をおこなうことを主張し、そのための教科書編纂の重要性を指摘している。

以上の「新領地」台湾に対する国家教育社の教育方針を見ると、国家教育社は教育勅語の台湾への導入や「国語」教育の実施といった施政方針を打ち出す反面、社の活動において紆余曲折を強いられてきた教育費支弁の問題については言及していないことがわかる。言いかえれば、国家教育社の台湾に対する教育方針は、比較的純粋に教育問題として処理することが可能な課題についてのみ提案をおこなうものであり、政治的作用が強くならざるをえない課題については言及を避けようとする傾向にあったと捉えられる。こうして、台湾の教育事業にあって教育勅語の導入や「国語」教育の実施という施策が、国家教育社の人々にはひとつの既定路線として共有されることになったと考えられる。

2. 台湾総督府学務部の人的構成

（1）国家教育社員の渡台状況

以下の表1は、国家教育社の機関誌だった『国家教育』から国家教育社員であることが確認できる人物のうち、1895年から1896年に渡台した人物の一覧である¹³。

表1 国家教育社の社員・客員、渡台者一覧（1895年—1896年）

氏名	渡台前主要経歴	社内役職（典拠）	渡台時期	渡台後主要経歴
伊沢修二	文部省編輯局長	社長（旧1号）	1895年6月	学務部長、学務顧問
安積五郎	教育学館館員	在京委員（旧1号）	1895年6月	恒春支庁書記官、恒春撫墾署長、恒春国語伝習所長
与野山熊男	不明	書記、『国家教育』編輯人（1号）	1896年4月	恒春国語伝習所書記
和田貫一郎	靱絵小学校長（東京）	戦時誓約実施委員（30号）	1896年4月	台北国語伝習所書記
増田龍作	三坂尋常・高等小学校長（賀茂郡）	静岡県社員（41号）	1896年4月	台南国語伝習所教諭
芝山豊平	小学校教員、名古屋市学務委員	愛知県社員（16号）	1896年4月	国語学校第三附属学校教諭
横堀三子	衆議院議員	客員（旧7号）	1896年4月	苗栗支庁長、苗栗国語伝習所長
児玉喜八	沖縄県尋常師範校長	沖縄県地方委員（旧6号）	1896年5月	教務課長、学務部長心得、学務課長
木下邦昌	青森尋常師範教諭	青森県地方委員（旧10号）	1896年5月	教務課学事掛
神津専三郎	女子高等師範教授	1896年12月入社（57号）	1896年5月	編纂課長事務取扱

町田則文	高等師範学校教諭	在京委員（4号）	1896年6月	国語学校長
加部厳夫	宮内省編纂局編修委員	在京委員（旧2号）	1896年12月	編纂事務嘱託、国語学校教授
並木善道	大日本図書株式会社 評議員	在京委員（旧1号）	1896年 / 1897年	教科書委託販売業

出典）『国家教育』、『東京茗溪会雑誌』、『愛知県職員録』（第2冊）、『静岡県学事関係職員録』、『台湾総督府公文類纂』（自開府至軍組織中、明治二八年、明治二九年）より、筆者作成。

注）各人の「社内役職」に典拠として付した号数は『国家教育』初出号数を示す。なお、『国家教育』は1号－18号（1890年10月12日－1892年3月22日）、1号－57号（1892年5月23日－1896年12月28日）の2期構成となっている。そのため本稿では、第1期にあたる号数について、「旧○号」と表記した。

また、並木善道の正確な渡台時期は不明だが、1896年3月に国家教育社在京委員を辞任している（『国家教育』第48号、52頁）。さらに、1897年3月16日付で並木が学務部に提出した文書があり、それによると並木の住所は、「台北県台北府直街36番戸」となっており、この1年間のあいだに台湾に渡ったと考えられる（「並木善道・苑芳・渡辺勝用図書払下委託出願許可」、『明治三〇年台湾総督府公文類纂二九』永久乙種、第四門文書、図書、文書番号00173－1所収）。

「渡台時期」を見ると、まず台湾領有開始直後の1895年6月には、伊沢とともに安積五郎が台湾に渡っている。安積が学務部にいた期間は渡台当初の6月18日から6月25日、および同年8月11日から9月12日まで（いずれも、恒春支庁へ異動）と短かった。そのため、実際にはほとんど学務部の業務に携わっていないが、安積の渡台そのものは国家教育社が想定していた「新領地」台湾に対する教育事業構想に関係した人選であった。前節で述べたように、国家教育社は『国家教育』社説のなかで「国語」教育の実施を提案していたが、台湾に渡った伊沢は国家教育社に宛てた手紙のなかで、渡台して第一に着手したのが「会話篇の編輯」であったと報告している。このなかで伊沢は、安積が学務部着任早々に恒春支庁へと異動になったことに触れ、「不日再び来りて学務部に入り共に教育に従事する筈なり」と述べて、安積の教育事業への参画を期待している¹⁴。安積は表1の「渡台前主要経歴」にも挙げたように、国家教育社が初等教育用の教科書編纂・出版を目的として設立した教育学館の館員であった。この教育学館は館主が伊沢修二、主任が加部厳夫であり、後に台湾に渡って『台湾教科用書国民読本』の編纂に携わる大矢透も関わっていた¹⁵。もともと安積には、『第一読本』、『第二読本』（以上、林韓との共著、1884年）などの初等教育用教科書の著作があり、教育学館に参加後も、『小学校用国民読本』（単著、1892年）などを著している¹⁶。以上の点から考えると、安積の抜擢は国家教育社内外における教科書編纂に関する経験を買われた結果であったと考えられる。

ただし、その後の安積は台南県恒春支庁の官吏として、主に先住民政策に従事することになる。当時の恒春管下には1896年9月に恒春国語伝習所猪勝束分教場が開設されており、その開所式では安積も恒春支庁書記官として参列し、教育勅語を朗読している¹⁷。学務部による先住民教育政策を考えるうえで安積の恒春赴任は興味深い事実であるが、当時の先住民教育政策全体のなかで検討されるべき問題であり、本稿とは別に考察されなければならない課題だろう¹⁸。

また、1896年4月から6月にかけて多くの人々が台湾に渡っている。これは後述するように、1896年1月の「芝山巖事件」発生による学務部員の不足、および「日本語伝習所」の設置に先立って、学務部がこの時期に多くの人材を必要としていたことに関係している。とりわけ、学務部員の確保は緊急性を要していた。1896年2月2日付で上京中だった伊沢は民政局に宛てて、「右者

本部員六名先般遭難戦死致候ニ付為補充頭書之通り任用相成度此段稟申候也」として、橋本武、桑原謙蔵、平井頼吉、伊笠碩哉、和田貫一郎、小林茂理といった人物の採用を打診している¹⁹。このうち、伊笠の名は訂正印が押されて削除され、代わって与野山熊男の名前が書き加えられている。与野山と和田については表1に挙げたとおりであるが、名前が削除された伊笠も国家教育社の在京委員として社の運営を支えていた人物であった²⁰。また、長野県上伊那郡伊那尋常小学校の校長であった小林は雑誌『国家教育』に投稿が掲載されており、社員であった可能性が強い²¹。さらに、橋本は国家教育社員であったかどうかは確認できないが、彼の履歴によると、1891年3月から渡台するまで、『教育時論』の発行元である開発社に在籍し、教科用図書の編纂業務に従事していた²²。開発社の社長に就任した西村正三郎および湯本武比古は国家教育社の社員であり、橋本も、こうした国家教育社の人脈によって抜擢された可能性が考えられる。このように、突如生じた学務部員の欠員を補充するという緊急の問題に対処するために、国家教育社の人脈が活用されていたと判断できる²³。

ただし、1896年度中に学務部配属となった官吏の全体数から見れば、国家教育社員の占める割合は決して多いとはいえない。例えば、1896年8月に学務部・国語学校・国語学校附属学校・国語伝習所に在籍していた官吏は全部で104名だが、このうち国家教育社員だったことが確認できるのは、わずか10名（9.6%）にすぎない。

それにもかかわらず、国家教育社員の渡台状況において注目すべきなのは、彼らの渡台後の経歴である。次項では、当時の学務部の人事状況について検討を加え、彼らの渡台後の経歴が持つ意味について明らかにしたい。

（2）学務部の人事状況²⁴

学務部は台湾総督府の設置にともない、1895年6月18日に業務を開始した。開設当初の学務部員は学務部長伊沢修二をはじめ、楫取道明、関口長太郎、安積五郎、三宅恒徳、中島長吉の6名であった（中島長吉は6月19日に任命）。その後、1895年中には内務部からの転任や地方支庁への異動が重なりつつ、ほぼ7名から8名の日本人部員を維持しながら学務部の事務が進められていた。

1895年10月29日に伊沢は学務部員山田耕造とともに台湾を離れ、東京に出張している。出張の主な目的は、1896年度中の設置が目指されていた「日本語伝習所」²⁵の教員候補となる日本語講習員の募集のためであった。しかし、伊沢らが台湾を離れていた1896年1月1日、いわゆる「芝山巖事件」によって6名の学務部員が「遭難戦死」という事態が発生した。当時在台だった日本人学務部員全員が亡くなったことにより、上京中だった伊沢は日本語講習員の採用と同時に、学務部員の募集もおこなうことになった。その結果、学務部員13名、日本語講習員45名が東京で採用され、伊沢とともに1896年4月11日に台湾に渡っている²⁶。

彼らの渡台を契機に、学務部の業務体制が徐々に整備されていくことになった。まず、4月24日に制定された「台湾総督府民政局各部分課規程」によって、学務部に教務課と編纂課が設置された。そして、6月4日には「民政局学務部処務細則」が定められて、学務部教務課に学事掛、庶務掛、会計掛が、編纂課には編書掛と刊行掛が設けられることになり、学務部の事務機構が確定している²⁷。『台湾総督府公文類纂』所収の学務部報告書、および人事関係の文書を一瞥する

と、この1896年6月以降、少なくとも伊沢の学務部長非職（1897年7月）までは、大幅な人事異動はなかったと考えられるため、この時期をもって学務部の陣容が一応確定したと考えてよいだろう。1896年8月当時の学務部員の構成は、以下のとおりである。

表2 1896年8月の学務部員構成

学務部	伊沢修二	教務課	児玉喜八	学事掛	木下邦昌、伊藤直道、佐藤秀一
				庶務掛	唐沢孝次郎、中島義三郎、松山捨吉
				会計掛	岡村謙次郎（専任） 山田耕造、横山茂右衛門（以上、国語学校兼任）
		編纂課	伊集院兼良	編書掛	神津専三郎、宮崎蘇庵、赤峰瀬一郎（以上、専任） 吉島俊明、本田嘉種、岡田重直、藤田捨次郎、安原富次、栗野伝之丞、畠山慎吾、伊能嘉矩（以上、国語学校兼任） 小田深蔵（第二附属学校兼任） 平井頼吉（第三附属学校兼任）
				刊行掛	岡恂

出典）木下邦昌「台湾島台北附近の状況 附本島学事一斑」（『国家教育』第53号、1896年8月15日）。

これら学務部員のほかに、国語学校・国語学校附属学校の教員が学務部との兼任者を含めて28名、各地方の国語伝習所教員62名がこの時期までに採用されている。

以上が、伊沢在任期の学務部における人事の概要である。彼らによって、台湾領有当初の教育政策が立案され、実行されていた。表2に示した事務機構のうち、基本的な教育方針の策定に関わっていたのは、「学事ニ関スル令達訓旨等ニ関スル事項」、および「直轄学校其他諸学校ノ設置廃止及教則規則ニ関スル事項」を取扱業務としていた教務課学事掛であった。そのことを示す一例として、1896年9月に発布された「国語学校規則」をめぐって、教務課長児玉喜八と学務掛の木下邦昌が譴責処分を受けた事例を挙げることができる。これは、「国語学校規則」が『台湾総督府報』に掲載されて発布された際、各教科の教科程度に関する規定として、本来記載されるべき「体育」科の規定が記載されていなかった件について、当時の責任者として児玉と木下の職務怠慢が問われた事例であった²⁸。この「国語学校規則」が発布された当時、学務部長だった伊沢は第2回の日本語講習員募集のために台湾を離れており、政策履行の実質責任者としてこの2人の責任が問われたのだった。つまり、この事例は学務部において教育政策立案の責任部署が教務課学事掛であったことを示しているといえる。

また、学務部が政策の立案過程において総督や民政局長、その他の関係部署などに上申や報告などをおこなう場合、実際に学務部の責任者として署名していた人物を見ると、政策立案における責任の所在がある程度判明する。学務部作成のほとんどの文書は当然、学務部長である伊沢修二の署名で出されているが、伊沢不在時には教務課長の児玉喜八が代理署名をしている²⁹。また、伊沢非職後に学務部長事務取扱（のち、学務課長）となった児玉の不在時には、国語学校長の町田則文が代理を務める旨の辞令が出されている³⁰。

一方、国語伝習所などで使用するための教科書や参考書の編纂・出版を担当していたのが、学

務部編纂課であった。編纂課長には伊集院兼良が任命されているが、『台湾総督府公文類纂』所収の学務部報告書を見ると、在任期間中は「在京」、あるいは「未着任」などとなっており、実際には編纂事務に携わっていなかったと考えられる³¹。伊集院に代わって実質的な編纂責任者となっていたのは、編書掛の神津専三郎であった。神津は1896年9月に編纂課長事務取扱に任命されている³²。また、編書掛は国語学校や附属学校からの兼任者を多く抱えていた。これは、「国語」教育の開始に伴い、「国語」教授に必要な教科書・参考書を早急に刊行する必要があったことを示している。実際に、1896年度中に9冊の教科書・参考書が出版されている³³。

以上の点から、台湾領有直後の学務部における教育政策は、主に学務部長伊沢修二、教務課長児玉喜八、木下邦昌をはじめとする学事掛と、教科書・参考書の出版・編纂を担う編纂課編書掛を中心に、国語学校長町田則文をはじめとする国語学校関係者が適宜加わることによって担われていたことがわかる。そして、先述した表1の「渡台後主要経歴」により、こうした人物（伊沢・児玉・木下・町田・神津）がみな国家教育社員であり、在京委員や地方委員として積極的に社の活動に関わっていた人々だったことが判明する。これは言い換えれば、台湾領有直前に提示されていた国家教育社による「新領地」台湾の教育方針が、実際に学務部の教育政策として実現される具体的基盤が形成されていたことを示している。

なお、国語伝習所については、1896年5月21日に「国語伝習所名称位置」が発布され、14か所（台北、淡水、基隆、新竹、宜蘭、台中、鹿港、苗栗、雲林、台南、嘉義、鳳山、恒春、澎湖島）に設置されることが規定され、同年7月1日以降に順次開校している。同年6月25日には教員定数が定められ、各国語伝習所教諭2名と書記1名（庶務・会計担当）、台北・台中・台南にはさらに助教諭1名と書記1名が増員されている³⁴。表1によると、国家教育社員は全体に占める割合こそ少ないものの、台北、苗栗、台南、恒春と分散して任命されていたことがわかる。そのなかで横堀三子や安積五郎は国語伝習所長、増田龍作は首席教諭³⁵、和田貫一郎や与野山熊男は伝習所事務や会計担当の書記として国語伝習所の責務を担っていた。彼らが国語伝習所での教育実践にどのような形で具体的に関わっていたかは資料上の制約もあり不明だが、学務部内だけではなく、実際に台湾人子弟と直面して教育をおこなっていた現場にも国家教育社の社員がいたことは、多数の教員や教育関係者が所属していた国家教育社の特徴を反映していたといえるだろう。

3. 国家教育社員の教育方針—町田則文と児玉喜八を中心に—

実際のところ、社員個々人の思想的傾向を探ることは、史料上の制約から困難を伴う。本来なら学務部員全員の教育方針を明らかにすることが望ましいが、ここでは先行研究や若干の史料に依拠しながら、町田則文と児玉喜八の教育方針について検討を加えることにしたい。

まず町田則文については、後年のものだが、町田の手になる『明治国民教育史』（1928年）という著作が残されている³⁶。「明治・大正に生きた一人の士大夫的な教育者の同時代史」と評されるこの著書において³⁷、町田は1890年10月発布の第二次小学校令について、「国の行政と市町村の行政とに全然甄別が附与せらるゝに至った」ものであると解釈している³⁸。町田はこの解釈をもう少し詳しく敷衍し、「国の行政」に属するものとして、「教科課程及び修業年限並に教則大綱を定める」ことを挙げ、「市町村の行政」に属するものとして、「校舎、校地、校具、体操場等の設備並に教員俸給と旅費及び校費の負担」を挙げている³⁹。

この町田による解釈は、第二次小学校令の意図に沿った解釈だといえる⁴⁰。そうした意味において、本書の解説者が記すとおり当時の文部省の政策に対して「全く批判的な観点はみられない」⁴¹。先述したように国家教育社が主導して1892年10月に結成された国立教育期成同盟会は、第二次小学校令の施行下において小学校教育費の国庫補助を求める運動を展開した。だが、町田はこの同盟会発足当初の中央委員・地方委員名簿に名を連ねていない⁴²。また、当初は大日本教育会も国家教育社と歩調を合わせて「国立教育運動」を担っていたが、1893年10月の文部省訓令第11号の影響で大日本教育会は運動から離脱する⁴³。町田は、その直後の1893年12月に大日本教育会の中央委員である常議員に選出された⁴⁴。この点から考えても、町田は教育費国庫補助という考え方とは一線を画していたのであり、だからこそ、「国立教育運動」から離脱後の大日本教育会役員にふさわしいと判断されたと推測される。

では、町田はなぜ国家教育社に参加したのか。ひとつ考えられる要因は、教育勅語に象徴される「忠君愛国ノ元気」である。教育勅語については、1890年10月30日付の町田自身の日記にその発布を高く位置づけた記述がある⁴⁵。また、『国家教育』誌上には、国家教育社が「国家ナル觀念」の養成に力を尽くし、民衆に対して「愛国ノ元気」を涵養することを強く求める町田の論説が掲載されている⁴⁶。つまり、町田はこうした理念的な側面においては国家教育社の主張と軌を一にしていた反面、教育費支弁の問題については社の方針に対して距離を置いていたことが理解できる。

なお、町田の国語学校長採用について、町田自身は「明治二十九年五月十六日文部省普通学務局長木場貞長氏より台湾教育に従事すべく勧誘せられた」⁴⁷と述べている。しかし、『台湾総督府公文類纂』所収の文書によると、伊沢が上京時に文部次官牧野伸顕へ町田の国語学校長就任を打診しており⁴⁸、牧野から部下である木場を通じて町田に話が持ちかけられたものと考えられる。

一方、児玉喜八については、彼が沖縄県に在職していたあいだに教育費の問題をどのように考えていたのかは定かではない。ただし、児玉が沖縄に転任した直後の1891年に、沖縄では1890年まで続けられていた小学校に対する国庫補助金拠出が満期ということで打ち切れ、地方税補助へと切り替えられている⁴⁹。この方針は児玉の沖縄赴任以前に既に決められていたことだったが、これに対して児玉は、1892年10月の国立教育期成同盟会の発足にあたって沖縄県地方委員として名を連ねており、小学校教育費国庫補助を志向していたことがうかがわれる⁵⁰。

また、児玉は理念的な問題にも大きな関心を持っていた。児玉の教育方針を端的に示すものとして、1895年の「中学校英語科廃止」に関する訓話を挙げることができる。この訓話で、児玉は「普通語さへ完全に話せない諸君が英語まで学ばねばならぬ境遇には同情せざるを得ない」と述べて英語科を廃止する姿勢を示した。比屋根照夫の指摘によれば、この児玉の姿勢は、「国家的思想・忠誠の喚起と同化・皇化を焦慮する沖縄県当局と学校当局が、普通語、国語の完全な普及を目指し、この至上課題の達成に障害となる他学科排除として打ち出した政策であった」といわれている⁵¹。こうした児玉の方針は、沖縄県尋常中学校の学生によるストライキ事件を惹き起こし、児玉が台湾に転任するきっかけのひとつを形成することになった⁵²。

以上、2人の教育方針に即してまとめると、少なくとも彼らにおいて、「国語」教育の実施や教育勅語の導入という方針については共有されていたと考えられる。それに対して、教育費負担についてはそれぞれに異なった姿勢を見せていた。この2人には、「国語」教育の実施や教育勅

語の導入といった共通点において、国家による教育事業をいかに担保するかという前提が存在している。言い換えれば、彼らの意見には教育費の公的な補助を制度化する一方で教育内容については地方の自由に任せるといったような視点、久木幸男の表現を借りれば、「教育の自由と義務教育とを接合するという志向」⁵³は全く前提とされていないのである。彼らの教育方針が、教育に対する国家の責務を問う以前に、教育事業は国家によって担われるべきであるということを前提としていたのは明らかだろう。

この町田と児玉の教育方針に見られる相違が学務部の教育方針に反映されたことの一例として、1896年以降設置された国語伝習所において一度は実現したかに見えた教育費国庫負担の原則⁵⁴が、恒久的な施策として維持されなかったという事実を指摘することができる。国語伝習所を国庫によって設立・維持する方針は、台湾の人々に対して就学を促すうえでひとつの有効な手段として考えられていた。しかし、この方針は、「国費多端」を理由とした台湾総督府予算の削減という財政状況のもと、転換を迫られることになった。1897年7月の伊沢学務部長非職は、こうした財政方針に反対したことが原因であった⁵⁵。伊沢も含め、国家教育社の人々は先述したような同盟会の活動を通じて、教育費支弁にかかわる問題が純粋に教育問題として解決しうるものではなく、政治的な判断によって左右される部分が大きいことを実感していた。したがって、台湾における教育政策の構想過程において、「国語」教育や教育勅語の導入といった教育的な課題と比較して教育費国庫補助の問題は、たとえ就学奨励上有効だと考えられていたとしても、慎重を要する課題として意識されていたと考えられる。ましてや、伊沢非職の原因が教育費削減に由来するものであったことを考えれば、その部下であった児玉や町田らが、この問題についてより一層慎重な態度を採らなければならなかったことは容易に推測される。1898年7月に発布された台湾公学校令において授業料徴収が定められるに至った要因のひとつは、教育政策担当者における教育費支弁に対する方針の不統一さにあったと考えられる。

こうした意味で、1900年に町田と児玉が共に台湾を離れていることは興味深い⁵⁶。この年の6月には児玉の後任として木村匡が学務課長に就任している。その木村が義務教育制度の施行を主張し、後藤新平に一蹴されたことはよく知られているが⁵⁷、いわゆる「国立教育運動」的な論理が支持されるような可能性は、台湾においてはもはや完全に払底されていたことを、この2人の離台は象徴的に示している。

おわりに

本稿では、台湾統治直後の台湾総督府学務部における人的構成について、国家教育社との関連から明らかにした。その結果、学務部における枢要なポストのすべてが、国家教育社の活動に積極的に関与していた人々によって占められていた事実が明らかとなった。この事実は、日本の国民国家形成のプロセスにおける植民地台湾の教育事業の展開を考えるうえで重要な示唆を含んでいる。つまり、日本の近代教育形成の重要な契機となった1890年代において、国家教育社という特定の集団の経験や構想に基づいて、植民地台湾の教育政策は考案され実行されたということである。台湾領有当初に、教育勅語の導入や「国語」教育の実施が実行に移されたことは、この点を十分に示している。

また、本稿では教育費支弁をめぐる問題についても2人の日本人官吏の教育方針に基づいて推

察をおこなったが、こうした教育政策が実際にどのように想定され、実行されようとしていたのかに関する具体的考察は、紙幅の関係上、別稿に譲らざるをえない。本稿で明示した視点から、こうした課題を検討していく必要があろう。

(付記)

本研究は、平成19年度科学研究費補助金（特別研究員奨励費、19・7643）の助成を受けたものである。

注

- 1 上沼八郎「台湾教育史」（梅根悟監修『世界教育史大系2 日本教育史Ⅱ』、講談社、1975年）、268－293頁、参照。
- 2 イ・ヨンスク『「国語」という思想』（岩波書店、1996年）、86頁。
- 3 佐藤秀夫「天皇制公教育の形成史 序説」（佐藤秀夫『教育の文化史1 学校の構造』、阿吽社、2004年）、籠谷次郎『近代日本における教育と国家の思想』（阿吽社、1994年）。
- 4 劉麟玉『植民地下の台湾における学校唱歌教育の成立と展開』（雄山閣、2005年）、22－24頁、73－80頁。
- 5 山本和行「台湾領有直後における教育事業の展開—台湾総督府学務部の教育構想に着目して—」（台湾史研究会編『現代台湾研究』第30・31合併号、2006年11月）、168－169頁。
- 6 なお、伊沢は1891年6月に文部省を非職となっている。上沼八郎『『国家教育』と伊沢修二』（『国家教育』復刻版別巻、ゆまに書房、1986年）、30頁。
- 7 同盟会の活動の詳細については、『国立教育期成同盟会第1回報告』（1893年）を参照。
- 8 海後宗臣編『井上毅の教育政策』（東京大学出版会、1968年）、125－140頁。
- 9 上沼八郎前掲『『国家教育』と伊沢修二』、30－33頁、参照。
- 10 『国家教育』第28号（1894年8月23日）、16－17頁。
- 11 『国家教育』第35号（1895年3月15日）、6－8頁。
- 12 『国家教育』第37号（1895年4月25日）、34頁。
- 13 なお、国家教育社の社員名簿は管見の限りでは確認できないため、本稿では『国家教育』全75号に掲載された記事を悉皆調査することによって社員を確定した。したがって今後の調査により、社員として確認できる人物は増える可能性があることを付記しておく。
- 14 『国家教育』第40号（1895年7月15日）、48頁。
- 15 伊沢修二君還暦祝賀会編『楽石自伝教界周遊前記』（1912年）、191頁。
- 16 海後宗臣・仲新編『近代日本教科書総説』目録編（講談社、1969年）、48頁、76頁、参照。
- 17 台湾教育会編『台湾教育沿革誌』（1939年）、191頁。
- 18 台湾領有当初の先住民教育政策については、北村嘉恵「台湾植民地戦争下における先住民「教化」策—1895～1900年代初頭宜蘭庁の事例を中心に—」（『北海道大学大学院教育学研究科紀要』第90号、2003年6月）、同「台湾植民地戦争下の先住民政策—撫墾署の設置と先住民の対応—」（『日本史研究』第494号、2003年10月）を参照。なお、後者の論文で北村は「台湾南部については改めて検討が必要である」と述べている（45頁）。
- 19 「橋本武外五名採用方陸軍大臣へ稟申」（『明治二九年台湾総督府公文類纂二』永久追加、第二門官規及官職、進退、文書番号00116－7、所収）。以下、史料名と文書番号は、中京大学社会科学研究所台湾総督府文書目録編纂委員会編『台湾総督府文書目録』第1巻－第3巻（ゆまに書房、1993年－1996年）、および第5巻（同、1999年）に準拠する。
- 20 『国家教育』第43号（1895年10月15日）、42頁。
- 21 『国家教育』第35号（1895年3月15日）、18頁。
- 22 「橋本武国語学校教授ニ任叙」（『明治三十一年台湾総督府公文類纂追加三』永久追加、第二門官規及官

職、進退、文書番号00334-57、所収)。

23 なお、ここに挙げられた人物のうち、小林のみ台湾に渡っていない。

24 台湾総督府学務部の人的構成について、本稿では主に日本人官吏を中心に検討を加えている。本来なら、主に「臨時雇」として学務部に採用されていた台湾人官吏も含めて検討すべきだが、現時点では台湾人官吏の履歴などに関する史料が日本人官吏に比べて少なく、また台湾人官吏をめぐるのは別の考察が必要だと判断されるため、本稿では検討の対象から外した。

25 「日本語伝習所」設置の構想については、山本和行前掲論文、158-162頁、参照。

26 「明治二十九年四月中事務報告」(『明治二九年台湾総督府公文類纂八』永久乙種、第四門文書、報告、文書番号00077-8、所収)。

27 『台湾教育沿革史』、32-34頁。

28 「事務官児玉喜八属木下邦昌・全館森万平譴責」(『明治三〇年台湾総督府公文類纂一』永久乙種、第二門官規及官職、懲戒、文書番号00146-20、所収)。

29 「同九月中事務報告」(『明治二九年台湾総督府公文類纂八』永久乙種、第四門文書、報告、文書番号00077-13、所収)、など。

30 「秘書官大島富士太郎外數名補職」(『明治三〇年度台湾総督府公文類纂甲種追加五』永久甲種追加、第二門官規及官職、進退、文書番号00231-35、所収)。

31 「学務部事務報告」(1896年4月から7月分)(『明治二十九年台湾総督府公文類纂八』永久乙種、第四門文書、報告、文書番号00077-8から00077-11、所収)。

32 「神津仙三郎学務部編纂課長事務取扱ヲ命ス」(『明治二十九年台湾総督府公文類纂追加二』永久追加、第二門官規及官職、進退、文書番号00120-36、所収)。

33 『台湾教育沿革誌』、392頁。なお、当該資料に記載されている『新日本語言集甲号』は編纂課が設置される前の1896年2月に出版されている。

34 『台湾教育沿革誌』、179頁。

35 増田は1897年4月に開催された各国語伝習所首席教諭が招集された諮問会に出席し、教育勅語の下付を受けている。「同五月中旬」(『明治三〇年台湾総督府公文類纂二』永久乙種、第四門文書、報告、文書番号00166-59、所収)。

36 町田則文『明治国民教育史』(昭和出版社、1928年)。本稿では、町田則文著、寺崎昌男解説『教育名著叢書5 明治国民教育史』(日本図書センター、1981年復刊)を使用した。

37 寺崎昌男「解説」(同上書、所収)、8頁。

38 町田則文前掲書、255頁。

39 同上書、258-259頁。

40 教育史編纂会編『明治以降教育制度発達史』(教育資料調査会、1938年)は、「第二次小学校令」について、「教育事業其ものは国家が自己の事務として之を保留して居ること、学校の設置維持は委任事務として市町村をして之を行はしめて居ること」(74頁)を規定したと説明している。

41 寺崎昌男前掲「解説」、7頁。

42 『国立教育期成同盟会第1回報告』、361-365頁。

43 上沼一郎『大日本教育会雑誌』解説一大日本教育会の活動と機関雑誌一(帝国教育復刻版刊行委員会編『帝国教育「総目次・解説」』上、雄松堂出版、1989年)、18-23頁。

44 『大日本教育会雑誌』第138号(1893年12月16日)、14頁。

45 町田則文前掲書、267頁。

46 『国家教育』第6号、1892年10月23日、18-20頁。

47 町田則文先生謝恩事業会編『町田則文先生伝』(1934年)、37頁。本稿では、町田則文先生謝恩事業会編、下田知江解説『町田則文先生伝』(大空社、1988年復刊)を使用した。

48 「町田則文事務官及国語学校長ニ任命ノ件」(『明治二九年台湾総督府公文類纂追加一』永久追加、第二門官規及官職、進退、文書番号00119-44、所収)。

49 琉球政府編『沖縄県史』第4巻、各論編3、教育(1966年)、227頁。

50 『国立教育期成同盟会第1回報告』、362頁。なお、大浜郁子は、児玉喜八と授業料徴収との関係を重

視している。しかし、大浜の論考では児玉と授業料徴収との関連が明確には示されていない。それにもかかわらず、「授業料徴収は、国家主義教育の一つの側面ともいえる」と結論づけている。児玉と授業料徴収との関係が不明確なうえに、ここでいう「国家主義教育」とはどういったものなのかといった点について検討が加えられておらず、この結論の示す意図が明確ではない。本論文が示したように、児玉と国家教育社との関係に注意することによって、はじめてこの論点が意味を持つものと考えられる。大浜郁子『琉球教育』と台湾における植民地教育―日清戦争前後の学務官僚児玉喜八の動向を中心に―（法政大学沖縄文化研究所編『沖縄文化研究』第28号、2002年3月）、369頁。

51 比屋根照夫『近代日本と伊波普猷』（三一書房、1981年）、23－25頁。

52 同上書、49頁。なお、又吉盛清は、児玉が「沖縄において実践してきた植民地主義的な琉球教育の体験」を持っていることから、「台湾総督府にとっては、正に必要な人材だった」として、必ずしも、「在任中のストライキ事件等の学校経営の不始末で沖縄を追い出されたものではなかった」と指摘しているが、明確な論証はなされておらず、推測の域を出ない。又吉盛清『日本植民地下の台湾と沖縄』（沖縄あき書房、1990年）、104頁。

53 久木幸男・鈴木英一・今野喜清編『日本教育論争史録』第1巻、近代編（上）（第一法規出版、1980年）、117頁。

54 「国語伝習所規則」（1896年6月22日）第31条で授業料非徴収を定めると同時に、「国語伝習所給費生支給規則」（同年9月27日）により、甲科生には食費と手当を支給していた。

55 『台湾教育沿革誌』、44頁。

56 町田は5月に高等女子師範学校へ転任（「国語学校長町田則文女子高等師範学校へ転任」、『明治三三年台湾総督府公文類纂進退追加七』永久進退追加、第二門官規及官職、進退、00567－60、所収）、児玉は6月に休職している（「事務官児玉喜八昇等及休職ヲ命ス」、『明治三三年台湾総督府公文類纂進退追加一〇』永久進退追加、第二門官規及官職、進退、00570－4、所収）。

57 駒込武『植民地帝国日本の文化統合』（岩波書店、1996年）、46頁。

（日本学術振興会特別研究員 教育学講座 博士後期課程3回生）

（受稿2007年9月7日、改稿2007年11月30日、受理2007年12月12日）

Constitution of the Education Bureau of the Government-General in Taiwan 1895-1896

YAMAMOTO Kazuyuki

This paper researched the education plan of the Education Bureau of the Government-General in Taiwan during the colonial period. The purpose was to define the characteristics of the constitution of the Education Bureau 1895-1896. This paper examined the bureaucratic organization of the Education Bureau during this period, and also the relationship between the bureau and the Society for National Education (Kokka Kyouiku Sha) in the 1890's. The Society of National Education is the nationwide group for educators, which was formed in 1890. After the outbreak of the Sino-Japanese War, this society not only made a suggestion about the education plan in Taiwan but also sent some members to Taiwan, including Isawa Shuji. He was the President for the society and the chief of the bureau. Therefore, it is important to explore the connection between the bureau and the society. This paper reveals how the education problems in mainland Japan in 1890's influenced the education plan in colonial Taiwan.